

令和7年度 鹿沼市乳児等通園支援事業 実施事業者募集要項

1 趣旨

この要項は、乳児等通園支援事業を実施する事業者を選定するにあたり、事業を効果的かつ適正な実施を行う観点から、実施事業者を公正かつ公平な方法により選定するため、企画提案の実施に必要な事項を定めるものである。

2 事業名称

鹿沼市乳児等通園支援事業

3 実施期間

令和7年8月から令和8年3月31日

4 実施場所

本市内に所在する保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業施設、地域子育て支援拠点事業施設、認可外保育施設（企業主導型保育を含む）、児童発達支援施設等

5 実施内容・実施方法

（1） 対象となるこども

保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育施設に通っていない0歳6か月～満3歳未満のこども

（2） 利用方法・実施方法

定期利用もしくは自由利用又は定期利用と自由利用の組み合わせなど、利用方法を選択して提案して差し支えない。また、実施方法についても一般型、余裕活用型から選択して提案して差し支えない。

一般型	施設の定員とは別に定員を設定する方法
余裕活用型	利用するこどもが施設の定員に達しない場合に施設の定員の範囲内で受入れする方法

（3） 利用可能時間

対象となるこどもの利用可能時間は、こども一人当たり月10時間を上限とする。月10時間を超える利用意向がある場合には、一時預かり保育等の類似事業の利用を促すなど、利用者ニーズに応えるよう努めること。

(4) 開所日数・受入時間

週4日以上、1日7時間を目安とし、事業者の提案により設定すること。ただし、月10時間利用をしやすい時間設定とすること。

(5) 事前面談

初めて受入れを行うこどもにあつては、初回利用の前に保護者と事前面談を行い、制度の意義や利用に当たつての基本的事項の伝達を行うとともに、こどもの特徴や保護者の意向等を把握すること。

(6) 利用料

預かりの利用にあたり、1人1時間300円を基本とし、利用料を徴収すること。ただし、次に掲げる減免を行うこと。

世帯類型	減免率
生活保護世帯	300円
市民税非課税世帯	300円

(7) 計画と記録

「こども誰でも通園制度の実施に関する手引き」を踏まえ、こどもの育ちに関する計画や記録を作成すること。

(8) 利用調整

利用調整にあつては、各申請者が公平・公正に利用機会を得られる方法となるよう留意すること。

(利用調整の例)



(9) その他、実施にあつての留意事項

- ・事業者は、利用可能枠の範囲において利用の申込みがあつた場合には、当該こどもの受入れをしなければならない。ただし、職員配置及び事業所の機能等の正当な理由により本事業の提供が困難である場合はこの限りではない。(正当な理由かどうかの判断は、鹿沼市が当該事業者及び利用者の状況を総合的に勘案して行う。)
- ・事業者が、利用中に配慮が必要であると確認した家庭については、鹿沼市に報告するとともに、鹿沼市と協力し、関係機関との連携を図ること。

- ・対象となるこどもを養育する保護者に対して、必要に応じて面談や子育てに係る助言を行うほか、実際に目の前で保育の様子を見てもらう機会を設けるよう努めること。
- ・障がい児を受け入れる場合においては、当該障がい児の障がいの特性に応じた対応が可能な職員を配置するなど、体制の確保を行うこと。
- ・医療的ケア児を受け入れる場合においては、看護師、准看護師、保健師又は助産師（以下「看護師等」という。）や喀痰吸引等研修（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）附則第 11 条第 2 項に規定する「喀痰吸引等研修」をいう。）の課程を修了した認定特定行為従事者である乳児等通園支援従事者など、医療的ケアに従事する職員を配置すること。

なお、当該こどもの居宅に訪問して実施する場合については、乳児等通園支援従事者に加え、認定特定行為業務従事者又は看護師等、当該こどもの医療的ケアに従事する職員を配置すること。ただし、乳児等通園支援従事者が認定特定行為業務従事者若しくは看護師等であるなど、当該こどもの医療的ケアを実施する場合、1 名のみの配置でも可能とする。

6 設備基準及び職員の配置

鹿沼市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を遵守すること。

【主な基準の内容】

	一般型	余裕活用型
設備基準	一時預かり保育（一般型）と同等 ・乳児室(1.65 m ² /人)、ほふく室(3.3 m ² /人)、2 歳児以上保育室又は遊戯室（1.98 m ² /人）、便所を設けること ・建物の防火基準等は、児童福祉施設のものに準ずること	保育所等と同等 （栃木県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の基準条例を遵守すること）
人員配置	一時預かり保育（一般型）と同等 【0 歳児】 3 人につき 1 人以上 【1、2 歳児】 6 人につき 1 人以上 ・保育従事者（保育士、子育て支援員等）を配置し、そのうち保育士を半数以上とする。 ・保育従事者は 2 名を下ることはできない。	施設ごとの配置基準により、在園するこども、等事業を利用するこどもを合わせた人数に応じ算出した職員数

7 事業費

事業に要する経費については、市と委託契約を締結し、年度末に委託料を支払うものとする。

(1) 委託料

区分		金額（ア）
単 価	0 歳児	1, 3 0 0 円
	1 歳児	1, 1 0 0 円
	2 歳児	9 0 0 円
加 算	障がい児（イ）	4 0 0 円
	医療的ケア児（ウ）	2, 4 0 0 円
	要支援家庭（エ）	4 0 0 円

ア：金額はいずれも「こども一人1時間あたり」のものとする。

イ：障がい児とは、鹿沼市が認める障がい児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。障がい児を証明する書類の写し（療育手帳・診断書等）をもって確認を行うものとする。

ウ：医療的ケア児とは、人工呼吸器を装着しているこどもその他の日常生活を営むために医療を要する状態にあるこどもとする。

エ：要支援家庭とは、鹿沼市子ども・家庭サポートセンターの支援により、本事業の利用に至った家庭とする。

(2) キャンセルの取扱い

利用のキャンセルがあった場合、当日のキャンセルのみ委託金の支払いの対象とする。ただし、当該補助の対象とした利用時間については、利用したものとみなし、利用者の利用可能時間（月10時間）から減算を行うこと。

8 研修の受講

実施事業者においては、事業にあたる職員のみならず、役員や本部職員等、広く研修を受講することが望ましい。

9 こどもの安全確保

- ・本事業を実施している中で事故が生じた場合には、「教育・保育施設等における事故の報告等について（令和6年3月22日こ成安第36号・5教参学第39号通知）」に従い、速やかに市に報告すること。
- ・利用当日に、通園がない場合には、対象となるこどもの状況を確認すること。特に、要支援家庭のこどもの利用がない場合には、関係機関と情報共有し、適切に対応すること。
- ・こどもの不適切な養育の疑いを確認した場合には、関係機関に情報を共有するとともに、相談支援を行うなど、適切な支援を行うこと。

1 0 食事の提供

給食等の提供については事業者の判断とするが、利用者に対応状況が分かるよう周知を行うとともに、提供を行う場合においては、衛生管理やアレルギー対応など、適切に行うこと。

1 1 個人情報の保護

本事業に携わる者は、本事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

1 2 定めの無い事項の取扱い

その他、本事業の実施にあたって本要項に定めがない事項については、「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」、「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会における取りまとめ」（令和6年12月26日、こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会）、「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施要綱」「鹿沼市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に準ずるものとする。

1 3 応募方法

応募を行う事業者については、以下のとおり認可申請書類の提出を行うものとする。

（1）提出書類

様式番号	書類名
様式1	鹿沼市乳児等通園支援事業認可申請書
（1）	建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
（2）	事業の運営についての重要事項に関する規程
（3）	経営の責任者及び福祉の実務に当たる幹部職員の氏名及び経歴
（4）	職員名簿
（5）	収支予算書
（6）	乳児等通園支援事業を行う者の資産状況を明らかにする書類
（7）	定款、寄附行為その他の規約
（8）	その他市長が必要と認める書類

（2）提出期間

令和7年7月1日（火） ～ 令和7年7月18日（金）

（3）提出時間

午前8時30分～午後5時15分

(4) 提出場所

鹿沼市こども未来部保育課（市役所本庁舎2階5番窓口）

(5) 提出部数

2部（正本1部・副本1部）

※ 併せて、データでのご提出もお願いいたします。

【送付先】 hoiku@city.kanuma.lg.jp

1.4 認可審査について

応募書類を元に、条例、認可要綱等に基づき、審査を行うものとする。

1.5 スケジュール

内容	日時
募集の開始	令和7年7月1日（火）
応募書類の提出期限	令和7年7月18日（金）
審査・選定	令和7年7月下旬
事業実施認可・委託契約締結	令和7年7月下旬
事業の実施準備、初回利用者の受付	令和7年8月上旬～
こどもの預かりの開始	令和7年8月上旬～
委託金の支払い	令和8年4月

1.6 失格事項

以下の事項に該当した場合は失格とし、審査を行わないものとする。

- ・提出書類に虚偽の記載をした者
- ・提出期限までに所定の書類を提出しなかった者
- ・審査結果の発表までに本要項に定める参加資格に該当しなくなった者
- ・本要項の諸条件に違反した者

1.7 その他

- ・本要項に定めのない事項については、児童福祉法、条例、本事業の認可要綱等に依るものとする。